

# 学校林整備・活用推進事業

## 1 趣 旨

新たな林政の基本理念である森林の多面的機能の持続的発揮を実現していくためには、社会全体で森林の整備・保全を支えていくとの国民意識を醸成していくことが重要であり、このためには、特に次世代を担う青少年の森林整備活動への参加促進が重要となっている。

また、近年青少年に自然体験や奉仕体験の機会を与えることの重要性が広く認識され、学校教育法等の改正において、青少年の奉仕体験、自然体験活動の充実が求められており、このための機会の一層の拡大と体制整備が急務となっている。

このような中、青少年の森林体験活動を行う上で絶好の場である学校林については、①その設置割合が全学校数の約1割にとどまっていることに加え、既存の学校林についても、②所在地が学校から離れているために活用する時間がとれない、③教師に森林・林業・木材の知見が乏しく指導が困難、④整備が遅れ学校林としての活用が困難、⑤既に成林して造林・育林等の活動がしにくいといった現状にある。

このため、学校林の整備とそれにより生産される木材の利用を一体的に行うモデル学校林の設定、学校林を体験活動の場として適した状態にするための森林保全管理活動の推進により、青少年の森林体験活動の場と機会を確保し、地域に根ざした森林環境教育の充実を図るものである。

## 2 事業内容

- (1) 学校林活動や学校林の木材利用を促進するためのモデル学校林の設定
  - ①モデル学校林の設定に係る委員会の開催
  - ②モデル学校林の整備・木材利用計画の策定及びその実施
  - ③地域関係者を一同に会して行うモデル学校林での体験活動及び研修会の実施
- (2) 学校林における森林ボランティアによる森林保全管理活動の推進

## 3 事業実施主体

- (1), (2) (社) 国土緑化推進機構
- (1) (財) 日本木材総合情報センター

## 4 補助率

定額、1 / 2

## 5 事業実施期間

- (1) 平成17年度～平成21年度（5年間）
- (2) 平成14年度～平成18年度（5年間）

## 6. 平成18年度概算決定額

民間団体向け

30,884千円（46,588千円）

〔担当：林野庁 研究・保全課、木材課〕